



年末調整に新たな事務負担? 定額減税対応のポイント

年末調整事務に定額減税の手続きがプラス!

令和6年分の年末調整事務は、例年とは大きく異なる重要なポイントがあります。通常の年末調整に加え、定額減税の「年調減税事務」を行う必要があります。月次減税事務で把握した情報を再確認するだけでも相当な事務量が予想されますが、年末調整の税額計算も通常と異なるため、早めの対応が求められます。

また、源泉徴収票への記載方法にも変更があるため、相違点を早めに確認し、システム改修を年内に済ませておくことが重要です。

国税庁のDXの一環として、年調ソフトも配布されています。会社や社員の状況に応じて、これらのツールを活用し、効率的に作業を進めましょう。



1 注意ポイント! 年末調整における定額減税額の精算

① 年調減税額の控除対象者の確認

年末調整で定額減税額を控除する対象者は、原則として年末調整を行う方です。ただし、年末調整の対象となる方のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方は、年調減税額を控除せずに年末調整を行います。控除対象者は、「令和6年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 納付書」で確認しましょう。

② 申告書の受理と年調減税額の計算

従業員から受け取った扶養控除等申告書や年末調整に係る定額減税のための申告書等を基に、同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数を確認し、年調減税額を計算します。年調減税額は、本人30,000円、同一生計配偶者および扶養親族1人につき30,000円です。16歳未満の扶養親族も対象です。ただし、非居住者は対象外です。

③ 年調減税額の控除方法

年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額(年調所得税額)から、その税額を限度に行います(次ページ【図1】)。

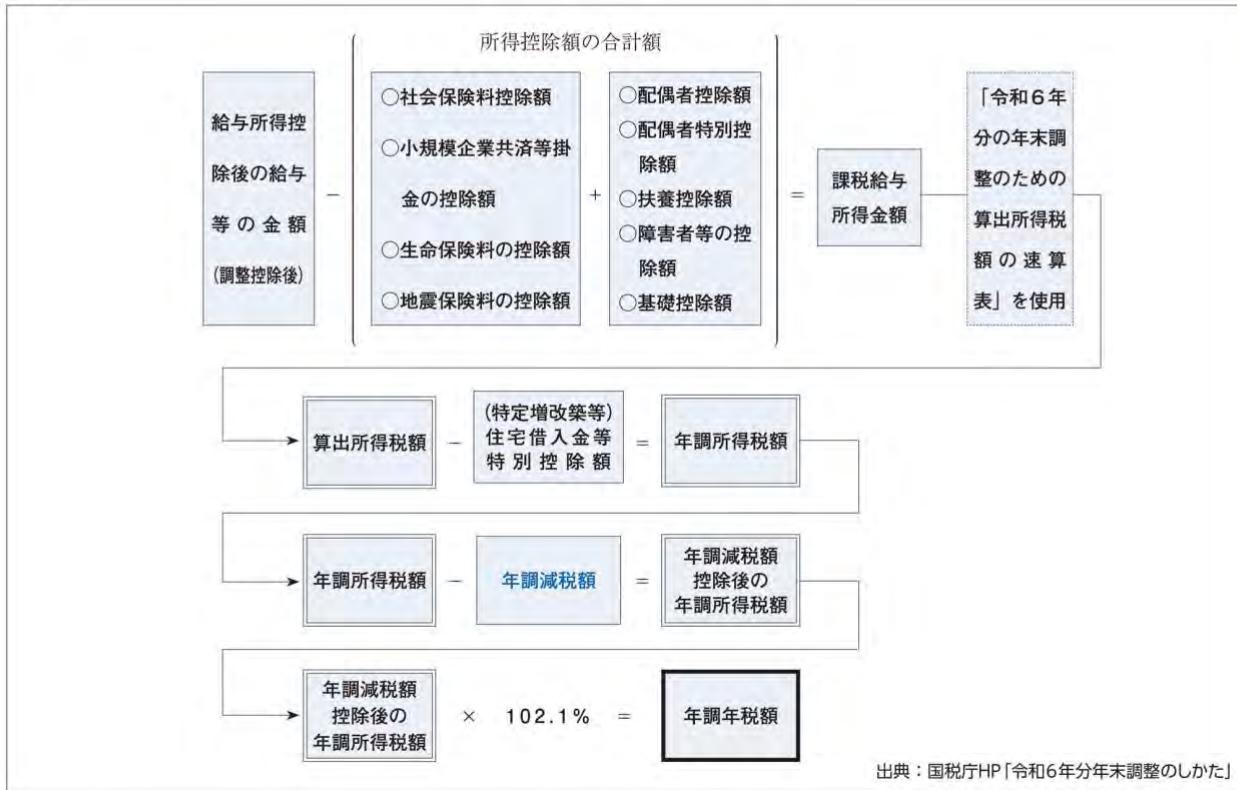
④ 所得税徴収高計算書(納付書)の記載例と税額の納付

年末調整後、過不足額が発生した場合は、年末調整を行った月分の所得税徴収高計算書にその内容を記載し、税額を納付します。なお、年調所得税額から年調減税額を控除しきれなかった場合でも、翌年1月以降の給与に係る源泉徴収税額から控除することができないことに注意が必要です(次ページ【図2】参照)。

⑤ 源泉徴収票の記載方法

年末調整における定額減税額の控除は、源泉徴収票の「摘要」欄に具体的な金額を記載する必要があります。実際に控除した年調減税額については、「源泉徴収時所得税減税控除額●●●円」と記載します。また、控除しきれなかった額

【図1】

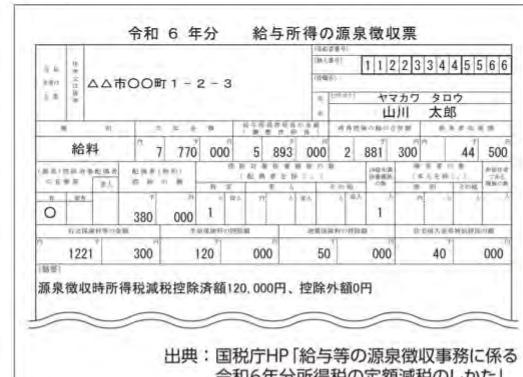


があるときは、「控除外額●●円」と記載します。例えば、90,000円の年調減税額があり、80,000円を控除した場合は、「源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円」となります。

また、従業員の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者の令和6年中の所得金額の見積もりの額が48万円以下であっても配偶者控除の対象外ですが、定額減税の対象となる場合があります。その場合は、「非控除対象配偶者減税有」と摘要欄に記載します。

合計所得金額が1,805万円を超える従業員は、年末調整の際に年調減税の適用が受けられませんので、年末調整において月次減税額の精算を行う必要があります。年末調整時に定額減税の控除が無いことを明確にするため、「源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額0円」と記載してください。

【図2】



2 控除しきれなかつたときの控除外税と調整給付金

年末調整において、年調所得税額から年調減税額を差し引いた結果がマイナスの場合、その差額は定額減税の「控除外税」となります。つまり、定額減税しきれなかつた額が「控除外税」となります。

この「控除外税」は、年末調整超過額のように、翌月以降の給与から天引きされる源泉所得税額から控除することはできません。誤って令和7年1月以降に支給される給与等の源泉徴収税額から控除しないようご注意ください。

「控除外税」は、所得税や個人住民税の定額減税と併せて実施される「調整給付」(所得税から定額減税で引

ききれないと見込まれる人への給付)のうち、令和7年に実施される不足額給付の額を算出する際に用いられます。

ただし、その方が扶養親族に該当する場合や、令和6年夏以降に市区町村からすでにおおむねの額の給付を受けている場合などは、「控除外額」に記載された金額と不足額給付の金額が一致しないことがあります。また、市町村によっては給付に独自の要件を設けている場合がありますので、詳細はお住まいの市町村からの通知書などで確認してください。なお、給付の対象者には申請書や確認書が送られてくる予定です。